

やとみししょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かかわ りゆうい  
弥富市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意

## じこう 事項

### だい 1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょう しゃ たい せいとう りゆう しょう りゆう ざい  
法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サー  
ビスおよび各種機会の提供を拒否すること、またはこれらの提供に当たって  
ばしょ じかんたい せいげん しょう しゃ もの たい ふ じょうけん  
場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件  
を付すことなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。  
たほう しょう しゃ じじつじょう びやうどう そくしん たっせい ひつよう とくべつ  
他方、障がい者の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別  
の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者で  
ない者と比べて優遇する取扱い（積極的改善措置）、障がい者への合理的配慮  
の提供による障がい者でない者との異なる取扱いおよび合理的配慮の提供  
などのために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者に障がいの  
じょうきょう かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ ふとう  
状況などを確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な  
さべつてきとりあつか もんだい じむ じぎょう ほんしつてき かんけい  
差別的取扱いとは、問題となる事務および事業について本質的に関係する  
しょじじょう おな せいとう りゆう しょう しゃ しょう しゃ  
諸事情が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく、障がい者を障がい者で  
ない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に該当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスおよび各種機会の提供を拒否することなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、かつその目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本市においては、正当な理由に該当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がい者および第三者の権利利益(安全の確保、財産の保全、損害発生防止など)、市の事務または事業の目的、内容および機能の維持などの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、別表第1のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別表第1の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらには、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」

という。）第2条において、「合理的配慮」とは、「障がい者が他の者との  
平等を基礎として全ての人権および基本的自由を享有し、または行使するこ  
とを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合に  
おいて必要とされるものであり、かつ、均衡を失ったまたは過度の負担を課さ  
ないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関などに対し、  
その事務または事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現  
に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合におい  
て、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害す  
ることとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の  
提供を求めている。

合理的配慮は、障がい者が受ける制限は障がいのみに起因するものではな  
く、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの、いわゆる  
「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害  
することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている  
社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う

負担が過重でないものである。

合理的配慮は、市の事務または事業の目的、内容および機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でないものとの比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務または事業の目的、内容および機能の本質的な変更にはおよばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段および方法について、第5に掲げる過重な負担を判断する要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化などに応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態などに配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合などには、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減および効率化につながる点は重要である。

3 障がい者からの意思の表明に当たっては、<sup>ぐたいてきばめん</sup> 具体的場面において、<sup>しゃかいてきしょう</sup> 社会的障  
<sup>へき</sup> 壁の除去に関する<sup>じょきよ</sup> 配慮を必要としている<sup>じょうきょう</sup> 状況にあることを<sup>げんご</sup> 言語（<sup>しゅわ</sup> 手話を含  
<sup>む。</sup>）のほか、<sup>てんじ</sup> 点字、<sup>かくだいもじ</sup> 拡大文字、<sup>ひつだん</sup> 筆談、<sup>じつぶつ</sup> 実物の<sup>ていじ</sup> 提示や<sup>みぶ</sup> 身振り、サインなどによ  
<sup>あいず</sup> る合図、<sup>しよつかく</sup> 触覚による<sup>いしでんたつ</sup> 意思伝達など、<sup>しょう</sup> 障がい者が<sup>しゃ</sup> 他人と<sup>たにん</sup> コミュニケーションを  
<sup>はか</sup> 図る際に<sup>さい</sup> 必要な<sup>ひつよう</sup> 手段（<sup>しゅだん</sup> 通訳を介するものを含む。）により<sup>つた</sup> 伝えられる。また、  
<sup>しょう</sup> 障がい者からの<sup>しゃ</sup> 意思の<sup>いし</sup> 表明のみでなく、<sup>ちてきしょう</sup> 知的障がいや<sup>せいしんしょう</sup> 精神障がい（<sup>はったつしょう</sup> 発達障  
<sup>がい</sup> を含む。）などにより<sup>ほんにん</sup> 本人の<sup>いし</sup> 意思の<sup>ひょうめい</sup> 表明が<sup>こんなん</sup> 困難な<sup>ばあい</sup> 場合には、<sup>しょう</sup> 障がい者の  
<sup>かぞく</sup> 家族、<sup>かいじょしゃ</sup> 介助者などの<sup>しえん</sup> コミュニケーションを<sup>もの</sup> 支援する者が<sup>ほんにん</sup> 本人を<sup>ほさ</sup> 補佐して<sup>おこな</sup> 行う  
<sup>いし</sup> 意思の<sup>ひょうめい</sup> 表明も<sup>ふく</sup> 含む。なお、<sup>いし</sup> 意思の<sup>ひょうめい</sup> 表明が<sup>こんなん</sup> 困難な<sup>しょう</sup> 障がい者が、<sup>かぞく</sup> 家族、<sup>かいじょしゃ</sup> 介助者な  
<sup>ともな</sup> どを<sup>ばあい</sup> 伴っていない<sup>いし</sup> 場合など、<sup>ひょうめい</sup> 意思の<sup>ばあい</sup> 表明がない<sup>とうがいしょう</sup> 場合であっても、<sup>とうがいしょう</sup> 当該障  
<sup>しゃ</sup> がい者が<sup>しゃかいてきしょうへき</sup> 社会的障壁の<sup>じょきよ</sup> 除去を<sup>ひつよう</sup> 必要としていることが<sup>めいはく</sup> 明白である<sup>ばあい</sup> 場合は、<sup>とうがいしょう</sup> 当該障  
<sup>しゃ</sup> がい者に対して<sup>たい</sup> 適切と思われ<sup>てきせつ</sup> る<sup>おも</sup> 配慮を<sup>はいりよ</sup> 提案するために<sup>ていあん</sup> 建設的対話を<sup>けんせつてきたいわ</sup> 働きかけ  
<sup>る</sup> など、<sup>じしゆてき</sup> 自主的な<sup>とりくみ</sup> 取組に<sup>つと</sup> 努める。

4 <sup>ごうりてきはいりよ</sup> 合理的配慮は、<sup>しょう</sup> 障がい者などの<sup>りよう</sup> 利用を<sup>そうてい</sup> 想定して<sup>じぜん</sup> 事前に行われる<sup>おこな</sup> 建築物の<sup>けんちくぶつ</sup> パ  
<sup>リア</sup> フリー化、<sup>かいじょしゃ</sup> 介助者などの<sup>じんてきしえん</sup> 人的支援、<sup>じょうほう</sup> 情報<sup>こうじょう</sup> アクセシビリティの<sup>こうじょう</sup> 向上などの  
<sup>かんきょう</sup> 環境の<sup>せいび</sup> 整備を<sup>きそ</sup> 基礎として、<sup>ここ</sup> 個々の<sup>しょう</sup> 障がい者に対して、<sup>しゃ</sup> その<sup>たい</sup> 状況に<sup>じょうきょう</sup> 応じて  
<sup>こべつ</sup> 個別に<sup>じっし</sup> 実施される<sup>そち</sup> 措置である。したがって、<sup>かくばめん</sup> 各場面における<sup>かんきょう</sup> 環境の<sup>せいび</sup> 整備の  
<sup>じょうきょう</sup> 状況により、<sup>ごうりてきはいりよ</sup> 合理的配慮の<sup>ないよう</sup> 内容は<sup>こと</sup> 異なることとなる。また、<sup>しょう</sup> 障がいの<sup>じょうたい</sup> 状態

などが<sup>へんか</sup>変化することもあるため、特に、<sup>しやう</sup>障がい者との<sup>かんけいせい</sup>関係性が<sup>ちやうき</sup>長期にわたる

場合などには、<sup>ていきやう</sup>提供する<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮について、<sup>てきぎ</sup>適宜、<sup>みなお</sup>見直しを<sup>おこな</sup>行うことが

<sup>じゆうやう</sup>重要である。

5 市が、<sup>じむ</sup>事務または<sup>じぎやう</sup>事業の<sup>いっかん</sup>一環として<sup>じっし</sup>実施する<sup>ぎやうむ</sup>業務を<sup>じぎやうしや</sup>事業者<sup>いたく</sup>に委託などする

場合にあつては、<sup>ていきやう</sup>提供される<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ないやう</sup>内容に<sup>おお</sup>大きな<sup>さい</sup>差異が<sup>しやう</sup>生ずることに

より<sup>しやう</sup>障がい者が<sup>ふりえき</sup>不利益<sup>う</sup>を受けることのないよう、<sup>いたく</sup>委託などの<sup>じゆうけん</sup>条件に、この

<sup>ようりやう</sup>要領を<sup>ふ</sup>踏まえた<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ていきやう</sup>提供について<sup>も</sup>盛り込む<sup>つと</sup>よう努める。

## 第5 <sup>だい</sup> 過重な<sup>かじゆう</sup>負担の<sup>ふたん</sup>基本的な<sup>きほんてき</sup>考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>

1 <sup>かじゆう</sup>過重な<sup>ふたん</sup>負担については、<sup>こべつ</sup>個別の<sup>じあん</sup>事案ごとに、<sup>つぎ</sup>次の<sup>ようそ</sup>要素などを<sup>こうりよ</sup>考慮し、<sup>ぐたいてき</sup>具体的

<sup>ばめん</sup>場面や<sup>じやうきやう</sup>状況<sup>おう</sup>に応じて<sup>そうごうてき</sup>総合的・<sup>きやくかんてき</sup>客観的に<sup>はんだん</sup>判断することが<sup>ひつやう</sup>必要である。

(1) <sup>じむ</sup>事務または<sup>じぎやう</sup>事業への<sup>えいきやう</sup>影響の<sup>ていど</sup>程度(事務または<sup>じぎやう</sup>事業の<sup>もくてき</sup>目的、<sup>ないやう</sup>内容および<sup>きのう</sup>機能

<sup>そこ</sup>を<sup>いな</sup>損なうか否か)

(2) <sup>ぶつりてき</sup>物理的・<sup>ぎじゆつてきせいげん</sup>技術的制限、<sup>じんてき</sup>人的・<sup>たいせいじやう</sup>体制上の<sup>せいやく</sup>制約などを<sup>こうりよ</sup>考慮した<sup>じつげんかのうせい</sup>実現可能性の

<sup>ていど</sup>程度

(3) <sup>ひやう</sup>費用・<sup>ふたん</sup>負担の<sup>ていど</sup>程度

2 <sup>しよくいん</sup>職員は、<sup>かじゆう</sup>過重な<sup>ふたん</sup>負担に<sup>あ</sup>当たると<sup>はんだん</sup>判断した場合、<sup>ばあい</sup>障がい者に<sup>しやう</sup>その<sup>りゆう</sup>理由を

<sup>せつめい</sup>説明するものとし、<sup>りかい</sup>理解を<sup>え</sup>得る<sup>つと</sup>よう努める。

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例は、別表第2のとおりである。また、教育長が所管する部署の職員においては、併せて愛知県が制定している「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領」の具体例についても留意すること。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

## 第7 障がい特性に応じた対応などについて

障がい者と接する際には、それぞれの障がい特性に応じた対応が求められる。職員が対応する際の参考とするため、代表的な障がい特性と主な対応については、別表第3のとおりである。

このほか、障がい児は発達の段階に応じて一人一人の個性と能力に応じ、丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要である。また、障がい者が性別や国籍の違いにより、更に複合的な困難な状況に置かれている場合があるため、配慮が必要である。

別表第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- 1 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否する。
- 2 障がいがあることを理由に対応の順序を遅らせる。
- 3 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供などを拒む。
- 4 障がいがあることを理由に説明会などへの出席を拒む。
- 5 障がいがあることを理由に、来訪の際に必要な性を考慮せず付添い者の同行を求めるなどの条件を付け、または特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒む。
- 6 本人を無視して、介助者や付添い者または、通訳者のみに話しかける。
- 7 わずらわしそうな態度をとり、または障がい者を傷つけるような言葉をかける。
- 8 身体障がい者補助犬の同伴を拒否する。
- 9 大人の障がい者に対して、幼児の言葉で接する。

別表第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

1 物理的環境への配慮の具体例

- 1 段差がある場合に、車椅子利用者に対し、キャスター上げなどの補助をする。  
携帯スロープがある施設では必要に応じて携帯スロープを渡す。
- 2 配架棚の高い所に置かれたパンフレットなどを取って渡す。パンフレットなどの位置を分かりやすく伝える。
- 3 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩く。  
前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞く。
- 4 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 5 車椅子を配置している施設では必要に応じて利用を案内する。
- 6 多目的トイレが設置されている施設では必要に応じて案内する。
- 7 不随意運動など（手や足の震えなど自分の意思とは関係なく現れる異常運動のこと）により書類などを押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえ、またはバインダーなどの固定器具を提供する。
- 8 災害や事故が発生した際、館内放送などで避難情報などの緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボードなどを用いて、分かりやすく案内し、誘導を図る。

- 9 「耳マーク表示板」を設置し、耳の不自由な方から申し出があれば、筆談などで必要な援助を行うということを示す。
- 10 エレベーターがない施設の上下階に移動する際、移動をサポートする。
- 11 連絡先には、電話番号のほか電子メール、ウェブページ、ファクシミリなど多様な媒体を併記し、情報提供および利用受付を行う。

## 2 意思疎通の配慮の具体例

- 1 筆談（わかりやすい字で）、読み上げ（ゆっくり）、手話、身振り、口話（ゆっくり、はっきり）、音声認識機器の活用（UDトークなど）、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。なお、筆談をする際には、簡潔な言葉を使う、二重否定表現など難しい言い回しは避ける、携帯電話画面の利用など読みやすい文字を使うといった点に留意する。
- 2 会議資料などについて、点字、拡大文字などで作成する際に、各々の媒体間でページ番号などが異なり得ることに留意して使用する。聴覚障がい者への会議資料は、ページ、番号などを付け、手話通訳者、要約筆記者へ事前配布する。なお、パソコン要約筆記の事前資料は、電子データなどで提供する。
- 3 視覚障がいのある委員に会議資料などを事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）などで提供する。

- 4 意思疎通が不得意な障がい者に対し、実物や絵カードなどを活用して本人にわかる方法で意思を確認する。
- 5 駐車場などで、通常、口頭で行う案内を、手話または紙にメモをして渡し、口頭説明と併用する。
- 6 書類記入の依頼時に、記入方法などを本人の目の前で示し、または分かりやすい記述で伝達する。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 7 比喩表現などが苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 8 障がい者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて適時に渡す。
- 9 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚または聴覚に障がいのある委員や知的障がいを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。
- 10 会議の進行に当たっては、職員などが委員の障がいの特性に合ったサポートをするなどの配慮を行う。
- 11 視覚障がい者などが困った様子をしているのを見かけたら、声をかけ、理由を

きいて、<sup>ようむさき</sup>用務先などへ案内する。

12 <sup>かいじょしゃ</sup>介助者がいても、<sup>かのう</sup>可能な場合は本人の<sup>いし</sup>意思を確認する。

### 3 <sup>かんこう</sup>ルール・<sup>じゅうなん</sup>慣行の<sup>へんこう</sup>柔軟な<sup>ぐたいれい</sup>変更の具体例

1 <sup>こうえんかい</sup>講演会、<sup>ほうこくかい</sup>報告会などにおいては、<sup>しゅわつうやくしゃ</sup>スクリーン、<sup>ようやくひつき</sup>手話通訳者、<sup>ばんしょ</sup>要約筆記、<sup>ばんしょ</sup>板書などがよく見えるように、<sup>ちか</sup>スクリーンなどに近い<sup>せき</sup>席を<sup>かくほ</sup>確保する。

2 <sup>しゃりょうじょうこうぼじょ</sup>車両乗降場所を<sup>しせつでいりぐち</sup>施設出入口に近い<sup>ちか</sup>場所へ<sup>へんこう</sup>変更する。

3 <sup>いどう</sup>移動に<sup>こんなん</sup>困難のある<sup>しょう</sup>障がい者を<sup>しや</sup>早めに<sup>はや</sup>入場させ<sup>にゅうじょう</sup>席に<sup>せき</sup>誘導したり、<sup>くるま</sup>車いすを使用する<sup>しょう</sup>障がい者の<sup>しょう</sup>希望に<sup>おう</sup>応じて、<sup>き</sup>決められた<sup>くるま</sup>車いす用以外の<sup>よういがい</sup>席も<sup>せき</sup>使用できるように<sup>しょう</sup>したりする。

4 <sup>しょう</sup>障がい者の<sup>しや</sup>来庁が<sup>らいちょう</sup>多数<sup>たすう</sup>見込まれる<sup>み</sup>場合は、<sup>こ</sup>敷地内の<sup>ばあい</sup>駐車場の<sup>しきちない</sup>敷地内の<sup>ちゅうしゃじょう</sup>駐車場などにおいて、<sup>つうじょう</sup>通常、<sup>しょう</sup>障がい者専用と<sup>しやせんよう</sup>されていない<sup>くかく</sup>区画を<sup>しょう</sup>障がい者専用<sup>しやせんよう</sup>の<sup>くかく</sup>区画に<sup>へんこう</sup>変更する。

5 <sup>ひこうひょう</sup>非公表の<sup>かいぎ</sup>会議または<sup>みこうひょうじょうほう</sup>未公表<sup>あつか</sup>情報を<sup>かいぎ</sup>扱う<sup>じょうほうかんり</sup>会議などにおいて、<sup>かかわ</sup>情報管理に係る<sup>たんぼ</sup>担保が<sup>え</sup>得られることを<sup>ぜんてい</sup>前提に、<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>いいん</sup>委員の<sup>りかい</sup>理解を<sup>えんじょ</sup>援助する<sup>もの</sup>者の<sup>どうせき</sup>同席を<sup>みと</sup>認める。

別表第3 障がい特性に応じた対応

## 1 視覚障がい（視力障がい・視野障がい）

### 主な特性

1 先天性で受障する人のほか、最近では糖尿病性網膜症などで受障する人も

多く、高齢者では、緑内障や黄斑部変性症が多い。

2 視力障がい（全盲は弱視といわれることもある。）視覚的な情報を全

くまたはほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具などの使用により

保有する視力を活用できる人に大きく分けられる。

(1) 視力をほとんど活用できない人の場合は、聴覚、触覚、嗅覚など、視覚

以外の感覚を手がかりに周囲の状況を把握している。

(2) 文字の読みとりは、点字に加えて、最近では画面上の文字情報を読み上

げるソフトを用いてパソコンで行うこともある（点字の読み書きができ

る人ばかりではない。）。

(3) 視力をある程度活用できる人の場合は、補助具を使用する、文字を拡大す

る、近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ている。

3 視野障がい（目を動かさないと見ることのできる範囲が狭くなる。）

(1) 求心性視野狭窄

ア 見える部分が中心だけになって段々と周囲が見えなくなる。

イ 遠くは見えるが足元が見えず、つまずきやすくなる。

(2) 中心暗点

ア 周囲はぼんやり見えるが真ん中が見えない。

イ 文字など、見ようとする部分が見えなくなる。

おも たいおう  
主な対応

- 1 おんせい だいどく てんじひょうじ しかくじょうほう だいたい はいりょ おこな  
音声、代読および点字表示などの視覚情報を代替する配慮を行う。
- 2 ちゅうとじゆしょう ひと はくじょう もち ほこう てんじ しょくどく こんなん ひと おお  
中途受障の人では、白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため  
りゅうい ひつよう  
留意が必要である。

※白杖は、地面に杖の先端を触れさせながら歩くことで、障がい物や

だんさ ろめん へんか かくにん しょう しゃ し  
段差、路面の変化を確認するものである。また、障がい者であることを知ら  
せるためのものでもある。

- 3 こま こえ まどぐち かいぞ ゆうどう さい  
困っていたら声をかけ、窓口などへ介添えによる誘導をする。その際、いきな  
りうで  
り腕などをつかまず、どのように案内したらよいか確認する。

- 4 こえ まえ ちか  
声をかけるときには、前から近づき、「〇〇さん、こんにちは。△△です。」  
みずか な の  
など自ら名乗る。

- 5 せつめい  
説明するときには、「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」

ゆびさ ひょうげん し じ だいめいし ひょうげん しょうめん  
などの指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇く

らいの大きさ」などと具体的に説明する。

- 6 普段から通路(点字ブロックの上など)に通行の妨げになるものを置かない、日頃視覚障がい者が使用しているものの位置を変えないなどの留意が必要である。
- 7 主に弱視の場合は、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要である。
- 8 視覚障がい者にとっては、床などが(バリアフリー化により)全てフラットになっていることは、境目がわからなく、危険なこともあるということを理解しておく必要がある。

## 2 聴覚障がい

### おも 聴覚障がい 主な特性

- 1 聴覚障がいは外見上分かりにくい障がいであり、その人が抱えている困難も他の人からは気付かれにくい側面がある。
- 2 聴覚障がい者が用いるコミュニケーション方法は、補聴器や人工内耳を装用するほか、手話、要約筆記、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障がい者は話す相手や場面・環境によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている。
- 3 補聴器や人工内耳を装用していても、スピーカーを通じるなどの残響や反響

のある音は、聞き取りにくい。

- 4 聴覚の活用による言葉の習得は、失聴時期や聞こえのレベルで異なるなど  
課題があることにより、聴覚障がい者の国語力は様々である。
- 5 難聴者・中途失聴者は、話すことができても、聞こえない人が多い。

### 主な対応

- 1 手話や文字表示、手話通訳者や要約筆記者の配置、筆談、口話など、目で見て  
分かる情報を提示することなどによりコミュニケーションをとる配慮を行う。
- 2 手話通訳者や要約筆記者を配置した場合は、通訳者などへ話しかけることなく  
しっかり本人に向かって話をするようにする。
- 3 補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な  
場合には、必要に応じて代替する対応をするよう配慮する(マイクの使用を伴う  
磁気誘導ループの設置、FM補聴器の利用など)。
- ※磁気誘導ループの使用方法を理解・周知しておく。
- 4 口の動きがよくわかるように、マスクは外し、ゆっくり、はっきりと話す。(マ  
スクが外せない場合は、筆談をする。)
- 5 筆談をする場合は、短い文で簡潔に書く。図や記号を用いて表現を明確にする。
- 6 スマートフォンなどのアプリケーションソフトに音声<sup>おんせい</sup>を文字<sup>もじ</sup>や手話<sup>しゅわ</sup>に変換<sup>へんかん</sup>で

きるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる。

### 3 盲ろう（視覚と聴覚の重複障がい）

#### おも 主な特性

1 視覚と聴覚の重複障がいの人を「盲ろう」と呼んでいるが、障がいの状態や程度によって様々なタイプに分けられる。

(1) 見え方と聴こえ方の組合せによるもの

ア 全く見えず聴こえない状態の「全盲ろう」

イ 見えにくく聴こえない状態の「弱視ろう」

ウ 全く見えず聴こえにくい状態の「盲難聴」

エ 見えにくく聴こえにくい状態の「弱視難聴」

(2) 各障がいの発症経緯によるもの

ア 盲（視覚障がい）から聴覚障がいを伴った「盲ベース盲ろう」

イ ろう（聴覚障がい）から視覚障がいを伴った「ろうベース盲ろう」

ウ 先天的あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障がいを発症する「先天性盲ろう」

エ 成人期以後に視覚と聴覚の障がいが発症する「成人期盲ろう」

2 盲ろう者が使用するコミュニケーション手段は、障がいの状態や程度、盲ろう

うになるまでの経緯、生育歴または他の障がいとの重複の仕方によって異なり、介助方法も異なる。

- 3 盲ろうの程度によって、テレビやラジオを楽しむこと、本や雑誌を読むことなどもできず、家族といってもほとんど会話がないため、孤独な生活を強いられることが多い。
- 4 盲ろうの状況により、コミュニケーション、情報入手または移動に困難がある。

#### 主な対応

- 1 必要に応じて盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける。
- 2 障がいの状態や程度に応じ視覚障がいや聴覚障がいの人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合には、手書き文字や触手話、指点字など考慮する。
- 3 言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報（状況説明として、人に関する情報（人数、性別、表情、動作など）、環境に関する情報（部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気など）についても意識的に伝える。

## 4 肢体不自由

### 車いすを使用している場合の主な特性

- 1 脊髄損傷（対麻痺または四肢麻痺、排泄障がい、知覚障がい、体温調節障がいなど）
- 2 脳性麻痺（不随意運動、手足の緊張、言語障がいなど。知的障がいとの重複の場合もある。）
- 3 脳血管障がい（片麻痺、運動失調など）
- 4 病気などによる筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある。
- 5 ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い。
- 6 車いす使用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになる。
- 7 手動車いすの使用が困難な場合は、電動車いすを使用する場合もある。
- 8 障がいが重複する場合には、呼吸器を使用する場合もある。

### 車いすを使用している場合の主な対応

- 1 段差をなくすこと、車いす移動時の幅・走行面の斜度、車いす用トイレの設置、施設のドアを引き戸や自動ドアにすることなどについて、配慮を行う。
- 2 車いす使用者が机の前に来たときの車いすが入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲を考慮する。

- 3 ドア、エレベーターの中のスイッチなどの機器操作のための配慮を行う。
- 4 目線を合わせて会話する。
- 5 脊髄損傷者は体温調節障がいを伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮する。

#### 杖などを使用している場合の主な特性

- 1 脳血管障がい（歩行可能な片麻痺、運動失調など）
- 2 麻痺の程度が軽いため、杖や装具での歩行が可能な場合や、切断者などで義足を使用して歩行可能な場合は、日常生活動作は自立している人が多い。
- 3 失語症や高次脳機能障がいがある場合もある。
- 4 長距離の歩行が困難な場合または階段、段差、エスカレーター若しくは人混みでの移動が困難な場合もある。

#### 杖などを使用している場合の主な対応

- 1 上下階に移動するときのエレベーターまたは、階段に手すりを設置するよう配慮する。
- 2 滑りやすい床は転びやすいので、雨天時の対応を行う。
- 3 施設内においては、杖などを使用している方が利用しやすくなるよう配

慮りよを行おこなっていく。

- 4 上肢じょうしの障しょうがいがあれば、片手かたてや筋力きんりょく低下ていかした状態じょうたいで作業さぎょうができるよう配慮はいりよする。

## 5 構音障がい

### おも 主な特性

- 1 話す言葉はな自体ことばを会話かいわの相手方あいてがたが聞き取るきとことが困難こんなんな状態じょうたい
- 2 話す運動機能うんどうきのうの障しょうがい、聴覚障ちょうかくしょうがい、咽頭摘出いんとうてきしゅつなどの原因げんいんがある。

### おも 主な対応

- 1 しっかりと話はなしを聞きく。
- 2 会話補助装置かいわほじょそうちなどを使つかってコミュニケーションこうりよをとることも考慮こうりよする。

## 6 失語症

### おも 主な特性

- 1 聞きくことの障しょうがい
- (1) 音おとは聞きこえるが、「言葉ことば」の理解りかいに障しょうがいがあり、「話はなし」の内容ないようが分わからない。
- (2) 単語たんごや簡単な文章かんたんぶんしょうなら分わかる人ひとでも早口はやくちや長い話ながになると分わからなくなる。

## 2 話すことの障がい

(1) 伝えたいことをうまく言葉や文章にできない。

(2) 発話がぎこちない。言いよどみが多くなる。誤った言葉で話す。

## 3 読むことの障がい

文字を読んでも理解することが難しい。

## 4 書くことの障がい

書き間違いが多い。また、「てにをは」などをうまく使えない。文を書くことが難しい。

### 主な対応

1 表情が分かるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉や文章で、分かりやすく話しかける。

2 一度でうまく伝わらないときは、繰り返して言う、別の言葉に言い換える、漢字や絵で書く、写真・実物・ジェスチャーで示すなどの対応をすると理解しやすい。

3 「はい」「いいえ」で答えられるように問い掛けると理解しやすい。

4 話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計など身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる。

## 7 高次脳機能障がい

交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動の障がい。身体的には障がいが残らないことも多く、外見では分かりにくいいため、「見えない障がい」とも言われている。

### 主な特性

1 次の症状が現れる場合がある。

(1) 記憶障がい

すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何度も同じことを繰り返したり質問したりする。

(2) 注意障がい

ア 集中力が続かない。あるいは、ぼんやりしてしまい、何かをするとミスが多く見られる。

イ 二つのことを同時にしようとするとうる乱する。

ウ 主に体の左側で、食べ物を残したり、障がい物に気が付かなかつたりすることがある（左側空間無視）。

(3) 遂行機能障がい

自分で計画を立てて物事を実行することや効率よく順序立てることができない。

(4) 社会的行動障がい

ア ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい。

イ こだわりが強く表れる。あるいは、欲しいものを我慢できない。

ウ 思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力を振るったりする。

(5) 病識欠如

(1) から (4) までのような症状があることに気付かず、できるつもり

で行動してトラブルになる。

2 失語症を伴う場合がある (6 失語症の表を参照)。

3 片麻痺、運動失調などの運動障がいや目や耳の損傷による感覚障がいを伴う場合がある。

主な対応

1 記憶障がい

(1) 自分でメモを取ってもらい、双方で確認する。

(2) 残存する受障前の知識や経験を活用する (例えば、過去に記憶している自宅周囲では迷わず行動できる。 )。

2 注意障がい

(1) 短時間なら集中できる場合もあるのでこまめに休憩を入れる。

(2) ひと ひとつづつ じゅんばん 順番にやる。

(3) ひだりがわくわかん むし ばあい ひだりがわ きけん お 左側空間無視がある場合には、左側に危険なものを置かない。

### 3 ずいこうき のうしょう 遂行機能障がい

(1) てじゅんしょ ばあい りよう 手順書がある場合は利用する。

(2) ひつよう おう だんど き め けいじ 必要に応じて段取りを決めて目につくところに掲示する。

### 4 しゃかいできこうどうしょう 社会的行動障がい

かんじょう じょうたい じょうず わだい ばしょ か 感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えて  
おちつかせる。

## 8 ないぶしょうがい 内部障がい

### おも とくせい 主な特性

1 しんぞうきのう こきゅうききのう じんぞうきのう ぼうこう ちよくちようきのう しょうちようきのう かんきのう 心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能ま

たはH I Vによるめんえききのうのいずれかのしょうがいにより 日常生活に支障がある。

2 つか ちょうじかん りつい さぎょう こんなん ばあい 疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合がある。

3 つね いるようできたいおう ひつよう おお 常に医療的対応を必要とすることが多い。

### おも たいおう 主な対応

1 ペースメーカーはがいぶからのでんき じりよく えいきょう 外部からの電気や磁力に影響を受けることがあるので、

ちゅうい 注意すべき機器や場所などの知識を持つ。

- 2 排泄に関し、人工肛門の場合は、パウチ洗浄などの特殊な設備が必要となることに配慮する。(オストメイト対応トイレ)
- 3 人工透析が必要な人については、通院に配慮する。
- 4 呼吸器機能障がいのある人については、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳などの症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらおうよう配慮する。
- 5 常時酸素吸入が必要な人については、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解する。

## 9 重症心身障がいその他医療的ケアが必要な者

### おも 主な特性

- 1 自分で体を動かすことができない重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障がい重複している。
- 2 ほとんど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い。
- 3 移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の様々な場面で介助者による援助が必要である。
- 4 常に医学的管理下でなければ、呼吸することも栄養をとることも困難な人もい

る。

- 5 重度<sup>じゅうど</sup>の肢体不自由<sup>したいふじゆう</sup>や重度<sup>じゅうど</sup>の知的障<sup>ちてきしょう</sup>がいはないが、人工呼吸器<sup>じんこうこきゅうき</sup>を装着<sup>そうちやく</sup>するなど  
医療的<sup>いりょうてき</sup>ケアが必要な<sup>ひつよう</sup>人もいる<sup>ひと</sup>。

#### おも たいおう 主な対応

体温調節<sup>たいおんちょうせつ</sup>がうまくできないことも多い<sup>おお</sup>ので、部屋<sup>へ</sup>の温度管理<sup>や おんどかんり</sup>に配慮<sup>はいりよ</sup>する。

## 10 知的障<sup>ちてきしょう</sup>がい

#### おも とくせい 主な特性

- 1 考<sup>かんが</sup>える、理解<sup>りかい</sup>する、読<sup>よ</sup>む、書<sup>か</sup>く、計算<sup>けいさん</sup>する、話<sup>はな</sup>すなどの知的機能<sup>ちてききのう</sup>の発達<sup>はったつ</sup>がゆ  
つくりであり、その程度<sup>ていど</sup>は一人一人<sup>ひとりひとりこと</sup>異なる。
- 2 金銭管理<sup>きんせんかんり</sup>、会話<sup>かいわ</sup>、買<sup>か</sup>い物<sup>もの</sup>、家事<sup>かじ</sup>などの日常生活<sup>にちじょうせいかつ</sup>への適応<sup>てきおう</sup>にも状態<sup>じょうたい</sup>に応<sup>おう</sup>じた援助<sup>えんじょ</sup>  
が必要<sup>ひつよう</sup>である場合<sup>ばあい</sup>が多い<sup>おお</sup>。
- 3 てんかんなど他の障<sup>た</sup>がい<sup>しょう</sup>を合併<sup>がっぺい</sup>する場合<sup>ばあい</sup>もある。

#### おも たいおう 主な対応

- 1 言葉<sup>ことば</sup>による説明<sup>せつめい</sup>などを理解<sup>りかい</sup>しにくい<sup>ていねい</sup>ため、ゆつくり、丁寧<sup>わ</sup>に、分<sup>わ</sup>かりやすく、  
繰<sup>く</sup>り返<sup>かえ</sup>し話<sup>はな</sup>すこと<sup>ひつよう</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>である。
- 2 文書<sup>ぶんしょ</sup>は、漢字<sup>かんじ</sup>を少<sup>すく</sup>なくしてルビ<sup>ふ</sup>を振<sup>わ</sup>る、分<sup>わ</sup>かりやすい表<sup>ひょうげん</sup>現<sup>なお</sup>に直<sup>なお</sup>すなど

はいりよ りかい ばあい ひとりひとり しょう とくせい  
の配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人一人の障がいの特性によ  
り異なる。

- 3 しゃしん え、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供の工夫をする。
- 4 せつめい わ 分からないときに提示するカードを用意する、本人をよく知る支援者が  
どうせき 同席するなど、理解しやすくなる環境の工夫をする。

## 11 発達障がい

じへいしょう しょうこうぐん ふく こうはんせい 発達障がいの主な特性

- 1 のう きのう アンバランスさから得意・不得意の差が大きく、持っている障が  
いとくせい ひとりひとりこと  
い特性が一人一人異なる。
- 2 あいて ひょうじょう たいど もじ ずけい もの ほう かんしん つよ ばあい  
相手の表情や態度などよりも、文字や図形など、物の方に関心が強い場合も  
ある。
- 3 みとお た じょうきょう ふあん つよ みとお た とき ふあん かん  
見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しの立つ時は不安を感じない。
- 4 たいせい ひと ところ きおん へんか かんかくしげき びんかん くろう  
大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦勞しているが、  
それが芸術的な才能につながることもある。
- 5 いた つか かん とくせい ばあい  
痛みや疲れを感じにくいなどの特性がある場合がある。

じへいしょう しょうこうぐん ふく こうはんせい 発達障がいの主な対応

- 1 こうていてき ぐたいてき しかくてき つた かた くふう  
肯定的、具体的または視覚的な伝え方の工夫をする（「〇〇をしましょう」と

いったシンプルな伝え方をする、その人の興味や関心に沿った内容とする、図やイラストなどを使って説明するなど。)

2 何かを伝えたり依頼をしたりする場合は、手順を示す、モデルを見せる、体験練習をするなどその人に合わせた方法で行う。

3 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う(大声で説明せず視覚的に内容を伝えるなど。)

4 感覚鈍麻がある場合は、周りの人が注意・配慮する。

#### 学習障がい(限局性学習障がい)の主な特性

「話す」「理解する」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」のいずれか一つ以上が、努力しても極端に苦手である。

#### 学習障がい(限局性学習障がい)の主な対応

1 得意な方法を積極的に使って、情報を理解し、表現ができるようにする(コンピュータなどの情報通信機器を活用する際は、文字を大きくしたり、行間を空けたりして、読みやすくなるように工夫する。)

2 苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減し、または柔軟な評価や対応をする。

ちゅういけっかん たどうせいしょう おも とくせい  
注意欠陥・多動性障がいの主な特性

- 1 つぎつぎ しゅうい かんしん も しゅうい もの さまざま  
次々と周囲のものに関心を持ち、周囲の者よりもエネルギーに様々なこと  
と ぐ おお  
に取り組むことが多い。
- 2 しゅうちゅう おお ま にがて うご まわ かんが  
集中できない、うっかりミスが多い、待つことが苦手で動き回る、考える  
よき げんどう お ばあい  
よりも先に言動を起こしてしまうなどの場合もある。

ちゅういけっかん たどうせいしょう おも たいおう  
注意欠陥・多動性障がいの主な対応

- 1 みじか い かた つた  
短く、はっきりとした言い方で伝える。
- 2 しじ つた ことば  
指示などは、伝わりやすいよう、言葉だけでなく、リストやスケジュールなど、  
しかく しめ  
視覚で示す。
- 3 き ち ざせき いち くふう わ ていじ はいりよ  
気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルールの提示などの配慮を  
おこな  
行う。

た はったつしょう おも とくせい  
その他の発達障がいの主な特性

- しゅたい うご かた ぶきょう がまん こえ で からだ うご  
主体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったり  
するチック、いっばんてき きつおん (きつおん/どもり)といわれるような話し方なども、  
はったつしょう ふく  
発達障がいに含まれる。

## その他の発達障がい<sup>た はったつしょう おも たいおう</sup>の主な対応

- 1 叱<sup>しか</sup>ったり拒否<sup>きよひてき</sup>的な態度<sup>たいど</sup>を取<sup>と</sup>ったり、笑<sup>わら</sup>ったり、ひやかしたりしない。
- 2 日常<sup>にちじょうてき</sup>的な行動<sup>こうどう</sup>の一つ<sup>ひと</sup>として受け止<sup>う</sup>め、時間<sup>じかん</sup>をかけて待<sup>ま</sup>つ。

## 12 精神障がい<sup>せいしんしょうがい</sup>

精神障がい<sup>せいしんしょうがい</sup>の原因<sup>げんいん</sup>となる精神疾患<sup>せいしんしっかん</sup>は、統合失調症<sup>とうごうしつちょうしょう</sup>や気分障がい<sup>きぶんしょうがい</sup>を始めとし

て様々<sup>さまざま</sup>なものがあり、原因<sup>げんいん</sup>となる精神疾患<sup>せいしんしっかん</sup>によって、その障がい<sup>しょうがい</sup>特性<sup>とくせい</sup>は異なる<sup>こと</sup>。

精神障がい<sup>せいしんしょうがい</sup>の原因<sup>げんいん</sup>となる主な疾患<sup>おも しっかん</sup>は、次<sup>つぎ</sup>のとおりである。

### 統合失調症<sup>とうごうしつちょうしょう</sup>の主な特性<sup>おも とくせい</sup>

- 1 発症<sup>はっしょう</sup>の原因<sup>げんいん</sup>はよく分<sup>わ</sup>かっていないが、100人<sup>にん</sup>に1人<sup>りていど</sup>程度<sup>いっぼんでき</sup>がかかる、一般的な<sup>びょうき</sup>な病気<sup>びょうき</sup>である。
- 2 「幻覚<sup>げんかく</sup>」や「妄想<sup>もうそう</sup>」が特徴<sup>とくちょうてき</sup>的な症状<sup>しょうじょう</sup>（常<sup>つね</sup>にあるとは限<sup>かぎ</sup>らない。）であるが、その他<sup>た</sup>にも様々<sup>さまざま</sup>な生活<sup>せいかつ</sup>のしづらさが障がい<sup>しょうがい</sup>として現<sup>あらわ</sup>れることがある。
- 3 陽性<sup>ようせい</sup>症状<sup>しょうじょう</sup>
  - (1) 自分<sup>じぶん</sup>の悪口<sup>わるぐち</sup>やうわさ、指図<sup>さしず</sup>する声<sup>こえ</sup>などが聞<sup>き</sup>こえる幻聴<sup>げんちょう</sup>など、実態<sup>じつたい</sup>がな  
く他人<sup>たにん</sup>には認識<sup>にんしき</sup>できないが、本人<sup>ほんにん</sup>には感<sup>かん</sup>じ取<sup>と</sup>れる感覚<sup>かんかく</sup>（幻覚<sup>げんかく</sup>）が現<sup>あらわ</sup>れる。
  - (2) 誰か<sup>だれ</sup>に嫌<sup>いや</sup>がらせをされてい<sup>ひが</sup>るという被害<sup>ひがい</sup>妄想<sup>もうそう</sup>、周囲<sup>しゅうい</sup>のことが何<sup>なん</sup>でも自分<sup>じぶん</sup>  
に關係<sup>かんけい</sup>しているように思<sup>おも</sup>える關係<sup>かんけい</sup>妄想<sup>もうそう</sup>など、現実<sup>げんじつ</sup>離<sup>はな</sup>れした内容<sup>ないよう</sup>を確信<sup>かくしん</sup>して

しまい、<sup>まわ</sup>周りが<sup>ていせい</sup>訂正しようとしても<sup>う</sup>受け入れられない<sup>かんが</sup>考え(妄想)が<sup>あらわ</sup>現れる。

#### 4 <sup>いんせいしょうじょう</sup>陰性症状

(1) <sup>いよく</sup>意欲が<sup>ていか</sup>低下し、<sup>いぜん</sup>以前からの<sup>しゅみ</sup>趣味や<sup>たの</sup>楽しみにしていたことに<sup>きょうみ</sup>興味を示さなくなる。

(2) <sup>つか</sup>疲れやすく<sup>しゅうちゅうりよく</sup>集中力が<sup>たも</sup>保てず、<sup>ひとづ</sup>人付き合いを<sup>あ</sup>避けて、<sup>さ</sup>引きこもりがちになる、<sup>にゅうよく</sup>入浴や<sup>き</sup>着替えなど<sup>せいけつ</sup>清潔を保つことが<sup>たも</sup>苦手となるなど。

#### 5 <sup>にんち</sup>認知や<sup>こうどう</sup>行動の<sup>しょう</sup>障がい

<sup>かんが</sup>考えがまとまらず、<sup>い</sup>言いたいことを<sup>わ</sup>分かりやすく<sup>ひょうげん</sup>表現できない。

### **とうごうしつちょうしょう おも たいおう** 統合失調症の主な対応

1 <sup>とうごうしつちょうしょう</sup>統合失調症は<sup>だれ</sup>誰もが<sup>のう</sup>かかりうる<sup>びょうき</sup>脳の病気が、<sup>ちりょうかのう</sup>治療可能であることを<sup>りかい</sup>理解する。

2 <sup>やくぶつりょうほう</sup>薬物療法など<sup>ちりょう</sup>治療が<sup>じゅうよう</sup>重要であり、<sup>ちりょう</sup>治療しながら<sup>しゃかいさんか</sup>社会参加が<sup>じゅうぶん</sup>十分に<sup>かのう</sup>可能であることを<sup>りかい</sup>理解する。

3 <sup>しゃかい</sup>社会との<sup>せってん</sup>接点を<sup>たも</sup>保つことも<sup>ちりょう</sup>治療となるため、<sup>びょうき</sup>病気と<sup>つきあ</sup>付き合いながら、<sup>たしや</sup>他者と<sup>こう</sup>交流し、<sup>しごと</sup>また<sup>つ</sup>仕事に<sup>ちりょうじょうゆうえき</sup>就くことが、<sup>りかい</sup>治療上有益であることを<sup>りかい</sup>理解する。

4 <sup>かんきょう</sup>ストレスや<sup>へんか</sup>環境の<sup>よわ</sup>変化に<sup>りかい</sup>弱いことを<sup>はいりよ</sup>理解し、<sup>たいおう</sup>配慮した<sup>ころが</sup>対応を<sup>こころが</sup>心掛ける。

5 <sup>いちど</sup>一度に<sup>おお</sup>多くの<sup>じょうほう</sup>情報が<sup>はい</sup>入ると<sup>こんらん</sup>混乱するので、<sup>いちど</sup>一度に<sup>つた</sup>伝える<sup>じょうほう</sup>情報は<sup>しぼ</sup>絞るようにし、

伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。

- 6 症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとること、速やかに主治医を受診することなどを促す。

### 気分障がいきぶんしょうがいの主な特性おもなとくせい

- 1 気分の波が主な症状として現れる病気である。うつ状態のみを認める場合はうつ病と呼び、うつ状態とそう状態を繰り返す場合は双極性障がい（そううつ病）と呼ぶ。
- 2 うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状が出る。
- 3 そう状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でもできると思いこんで人の話を聞かなくなったりする。

## 気分障がいのおもたいおう 気分障がいの主な対応

- 1 怠けや気持ちの持ち方ではなく病気であることを理解する。
- 2 必要に応じて専門家に相談したり、専門機関で治療を受けたりするように勧める。
- 3 うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する。
- 4 そう状態の時は、安全の管理などに気を付ける。
- 5 自分を傷つけてしまったり、自殺に至ったりすることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族などに促す。

## 依存症(アルコール)のおもとくせい 依存症(アルコール)の主な特性

- 1 飲酒したいという強い欲求のコントロールができず、過剰に飲酒したり、昼夜問わず飲酒したりすることで、身体上および社会生活上の様々な問題が生じる。
- 2 体がアルコールに慣れることで、アルコールが体から抜けると、発汗、頻脈、手の震え、不安、イライラなどの離脱症状が出る。
- 3 一念発起して断酒しようとしても、離脱症状の不快感や日常生活での不安感から逃れるために、また飲んでしまう。

## 依存症(アルコール)の主な対応

脳との関連が分かっている精神疾患であり、性格や意思が弱いことが原因

ではないことを理解する。

## てんかんの主な特性

- 1 何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作が起きる。
- 2 発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の变化を伴うものなど、様々なタイプのものがある。

## てんかんの主な対応

- 1 誰もがかかる可能性がある一般的な脳疾患であるが、ほとんどの場合は、薬物療法などの治療により発作を抑えることができることを理解する。
- 2 発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない。

## 認知症の主な特性

- 1 認知症は、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障がいな

にんちきのう ていか せいかつ ししょう で じょうたい  
ど認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態である。

2 げんいん おも しっかん がたにんちしょう けっかんせい  
原因となる主な疾患として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー

しょうたいがたにんちしょう ぜんとうそくとうがたにんちしょう びょう  
小体型認知症および前頭側頭型認知症（ピック病など）がある。

3 にんちきのう しょう ほかに しょう しんりしょうじょう よ  
認知機能の障がい他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状

はいかい ふおん こうふん げんかく もうそう み  
（徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想など）が見られることがある。

### にんちしょう おも たいおう 認知症の主な対応

1 こうれいしゃかい むか だれ にんちしょう い かのうせい  
高齢社会を迎え、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、

かいごしゃ にんちしょう かか かのうせい にんちしょう みな みちか  
介護者などとして認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な

びょうき りかい  
病気であることを理解する。

2 しょうじょう へんか ばあい すみ しゅじい じゅしん ひつよう おう せん  
症状が変化した場合などは、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専

もんきかん そうだん うなが  
門機関に相談することなどを促す。

## なん びょう 13 難病

### なんびょう おも たいおう 難病の主な対応

1 しんけいきんしっかん こつかんせつしっかん かんかくきしっかん さまざま しつぺい たさい しょう  
神経筋疾患、骨関節疾患、感覚器疾患など様々な疾病により多彩な障がい

しょう  
を生じる。

2 つね いりょうたいおう ひつよう おお  
常に医療的対応を必要とすることが多い。

3 病態や障がい<sup>びょうたい しょう</sup>が進行<sup>しんこう</sup>する<sup>ばあい</sup>場合<sup>おお</sup>が多い。

#### 難病<sup>なんびょう</sup>の主な特性<sup>おも とくせい</sup>

- 1 それぞれの難病<sup>なんびょう</sup>の特性<sup>とくせい</sup>が異なり<sup>こと</sup>、その特性<sup>とくせい</sup>に合わせた対応<sup>あ</sup>が必要<sup>たいおう</sup>であること<sup>ひつよう</sup>を理解<sup>りかい</sup>する。
- 2 進行<sup>しんこう</sup>する場合は、病態・障がい<sup>ばあい</sup>の変化<sup>びょうたい しょう</sup>に対応<sup>へんか</sup>が必要<sup>たいおう</sup>であることを理解<sup>ひつよう</sup>する。
- 3 排泄<sup>はいせつ</sup>の問題<sup>もんだい</sup>、疲れやすさ<sup>つか</sup>、状態<sup>じょうたい</sup>の変動<sup>へんどう</sup>などに留意<sup>りゅうい</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>であることを理解<sup>りかい</sup>する。
- 4 体調<sup>たいちょう</sup>が優れない<sup>すぐ</sup>時に休憩<sup>とき</sup>できる場所<sup>きゅうそく</sup>を確保<sup>ばしょ</sup>する。